

平成30年10月より（県内他市町と同様に）

国民健康保険料の年金からの特別徴収を行います。

次の①～④のすべてに当てはまる世帯は、国民健康保険法第76条の3に基づき、特別徴収の対象になります。（国の制度改正により、平成20年度から特別徴収が原則となっています。）

- ① 世帯主が国保に加入しており、世帯の被保険者全員が65歳～74歳である世帯
- ② 4月1日現在、世帯主が年額18万円以上の公的年金を受給されている世帯
- ③ 世帯主の介護保険料が公的年金から特別徴収されている世帯
- ④ その年度の国民健康保険料と介護保険料の合計額が、公的年金受給額の1/2を超えない世帯

特別徴収は、世帯の1年分の保険料額を年6回に分けて、年金支給月ごとに世帯主の年金から引き落としとして納めていただきます。

○ 特別徴収を開始する年度

6月	7月	8月	9月	10月	12月	翌年2月
納付書（普通徴収）				特別徴収（本徴収） （保険料年額－納付書で支払う額）÷3の額		

○ 前年度から引き続き特別徴収をする年度

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
特別徴収（仮徴収） 前年度の2月の納付額と同額			特別徴収（本徴収） （保険料年額－仮徴収合計額）÷3の額		

口座振替の手続きをされていて保険料の未納のない方は、引き続き口座振替をご利用いただきます。口座振替をご希望の方はお住まいの区役所にお問合せください。

平成30年4月より（県内他市町と同様に）

納期限後の納付には、延滞金がかかります。 保険料は必ず納期限内に納めてください。

- 延滞金の額 $\text{未納保険料} \times \text{延滞金の割合} \times \text{納期限の翌日から納付までの日数} / 365\text{日}$
（未納保険料が2,000円未満のとき及び計算した延滞金の額が1,000円未満のとき、延滞金は生じません。）

○ 延滞金の割合

	本則	特例
納期限の翌日から 1か月を経過するまで	7.3%	特例基準割合+1% 平成29年1月1日～12月31日は2.7%
それ以降	14.6%	特例基準割合+7.3% 平成29年1月1日～12月31日は9.0%

※特例基準割合とは、国内銀行の貸出約定平均金利の年平均に1%を加算した割合（毎年12月に財務大臣が決定）

納め忘れのないように口座振替をご利用ください。
（保険料の納付は口座振替が原則です）

お問合せは 神戸市 国保年金医療課（国民健康保険係）TEL 078-322-5206
または、お住まいの区役所・北須磨支所の国保年金係へ